

学校給食支援事業助成金交付要綱

公益財団法人島根県学校給食会

(目的)

第1条 公益財団法人島根県学校給食会（以下「本会」という。）は、島根県内の学校給食の普及充実及び食育の推進を図るため、学校給食関係団体等（以下「実施団体」という。）が行う学校給食の普及充実及び食育の推進に関わる調査研究、講演会・研修会及びイベント等に要する経費の一部を助成することにより、地域の特色を活かした学校給食の充実と食育の推進に資する。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象事業は、次のとおりとし、理事長が認めるものとする。

(1) 学校給食調査研究事業

実施団体が企画する学校給食の普及充実及び食育の推進を図ることを目的とした調査・研究、講演会及び研修会等。

(2) 食育推進事業

実施団体が企画する食育の推進を図ることを目的とした講演会、料理教室及び食に関するイベント等。

(3) 学校給食体験教室

就学前の幼児・その保護者を対象とした学校給食の試食会、講演会、親子料理教室等。

(4) その他、理事長が認めた事業

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、前条の助成対象事業に要する経費のうち次の経費とする。

①会場借上料

②講師謝金

③調査旅費、研究視察旅費

④印刷製本費

⑤食材費（本会の取扱い物資）

⑥その他、理事長が認めた経費

(助成対象団体)

第4条 助成対象は、次の実施団体とする。

(1) 学校給食の普及充実又は食育の推進を行う県レベルの団体

- (2) 学校給食の普及充実又は食育の推進を行う地域レベルの団体
- (3) 学校給食実施学校等
- (4) 県内の公立・私立幼稚園及び保育園等
- (5) その他、理事長が必要と認めた団体

(助成額)

第5条 助成額は、助成対象事業に要する経費の一部を予算の範囲内で助成する。なお、前条の第2項、第3項及び第4項の実施団体に対する助成額は、別表「研修会等の実施に関わる助成金基準額」に定める金額を限度額とする。

(申請手続き)

第6条 学校給食支援事業助成金の交付を受けようとする実施団体は、様式第1号「学校給食支援事業助成金交付申請書」を理事長が別に定める期日までに提出するものとする。

(助成金交付決定)

第7条 本会は、前条の「申請書」を受理したときは速やかに交付の可否を決定し、その結果を様式第2号「学校給食支援事業助成金交付決定通知書」により通知するものとする。

(変更等の申請手続き)

第8条 実施団体は、交付決定があった後において、事業内容の変更や中止を行う場合は、変更申請の手続きを行うものとする。但し、助成金総額の20パーセント以内の減額で変更する場合を除く。

(実績報告書の提出)

第9条 実施団体は、事業が終了した日から30日を経過した日又は助成金の交付決定を受けた翌年度の4月末までに様式第3号「学校給食支援事業実績報告書」を提出するものとする。

(助成額の確定)

第10条 本会は、前条の実績報告書の内容を精査し、額の確定を行い、様式第4号「学校給食支援事業助成金額確定通知書」により実施団体に通知するものとする。

(助成金の交付)

第11条 実施団体は、前条の確定通知書を受理したときは、速やかに様式第5号「学校給食支援事業助成金請求書」を本会に提出するものとする。なお、理事長が必要と認めた場合には、事業完了前に概算払いの請求を行うことができるものとする。

(2) 本会は、前項の助成金請求書を受理したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(その他)

第12条 実施団体は、交付を受けた学校給食支援事業に係る関係書類を事業実施年度の翌年度から3年間保存するものとする。

(2) 本会は必要に応じ、実施団体に対して実地調査を行うものとする。

(3) この要綱に定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定めるものとする。

(別表)

「研修会等の実施に関わる助成金基準額」

区 分	研修会等参加人数	金 額
地域レベルの 団体	20人以下	20,000円
	30人まで	30,000円
	40人まで	40,000円
	41人以上	50,000円
学校給食 実施学校等	10人以下	10,000円
	20人まで	20,000円
	30人まで	30,000円
	40人まで	40,000円
	41人以上	50,000円

※参加人数は児童・生徒及び保護者の参加者数で算定する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。